

# 津市コミュニティバス広告掲出実施基準

平成25年9月1日

改正 平成30年1月31日

令和3年4月1日

令和7年2月11日

令和8年2月12日

(趣旨)

第1条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、本市が使用するコミュニティバス（以下「車両」という。）への広告の掲出（以下「広告掲出」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格、掲出位置等は、別表第1のとおりとする。

(広告掲出の期間)

第3条 広告掲出の期間は、4月1日から翌年の3月末日までとし、その後、市長が認める場合に限り、市長が定める期間内において更新させることができるものとする。この場合における更新は、4回を限度とする。

(広告掲出の方法)

第4条 広告掲出は、車両に直接シートを貼り付ける方法又は車両にマグネットシートを用いて間接的に貼り付ける方法によるものとする。

(広告の掲出料金)

第5条 広告の1箇所当たりの掲出料金（以下「掲出料金」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 広告掲出の期間が1年に満たない場合は、前項の額を12で除した額を1月当たりの掲出料金とする。この場合において、1月に満たない期間があるときは、1月とみなすものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告掲出を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第3条第

2項各号に該当しない者に対し、募集の案内をすることができる。

(広告掲出の申込み)

第7条 申込者は、コミュニティバス広告掲出申込書（第1号様式）及び市長が指定する資料を提出するものとする。

(事業者の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査を経て、広告掲出を行う者（以下「事業者」という。）を決定するものとする。

2 前項の場合において、一の掲出位置に対し複数の申込みがあるときは、抽選により事業者を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により事業者を決定したときは、その結果をコミュニティバス広告掲出事業者決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

4 事業者は、市長が指定する期日までに、市長に広告案を提出するものとする。

(広告案の確認等)

第9条 市長は、前条第4項及び第12条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査により、その内容等を速やかに確認し、必要があると認めるときは、事業者に修正を求めるものとする。

(広告案の費用負担)

第10条 広告案の作成は事業者の責任において行い、その費用は事業者が負担するものとする。

(掲出料金の納入)

第11条 事業者は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により、掲出料金を納入しなければならない。

(広告の変更)

第12条 事業者は、広告掲出の期間中に広告内容の変更を希望するときは、市長が指定する期日までに、市長に広告案を提出しなければならない。

(広告掲出の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲出を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告案の提出がないとき。

(2) 第9条の規定による修正を行わないとき。

(3) 指定する期日までに掲出料金の納付がないとき。

(4) 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲出を取り消された事業者は、直ちに広告を撤去するものとする。

3 前項の場合において、事業者が正当な理由がないのに撤去しないときは、本市が事業者に代わって当該広告を撤去することができるものとする。この場合において、事業者は、本市による撤去について異議を申し出ることができず、また、当該撤去に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項の規定により広告掲出を取り消した場合においては、本市は、事業者に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(掲出料金の返還)

第14条 既納の掲出料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により広告掲出ができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書に規定する掲出料金の返還は、広告掲出ができなかった月数に応じた額とするものとする。ただし、1月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する掲出料金には、利子を付さない。

(車両への広告の掲出等)

第15条 車両への広告の掲出及び撤去（以下「掲出等」という。）は、事業者の責任において行い、その費用は、事業者が負担するものとする。

2 車両への広告の掲出等に係る作業日程は、本市と事業者で協議して決定するものとする。

(事業者の責務)

第16条 事業者は、当該広告の内容に関し全ての責任を負うものとする。

2 車両への広告掲出に関し、事業者は、三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）その他関係法令の所定の手続を行わなければならない。

(損害賠償)

第17条 事業者が掲出した広告に起因して、事業者の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を賠償するものとする。

(委任)

第18条 この基準に定めるもののほか、広告掲出の実施に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この基準は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日）

この基準は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月4日）

この基準は、令和7年2月11日から施行する。

附 則（令和8年2月12日）

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の津市コミュニティバス広告掲出実施基準の規定は、この基準の施行の日以後に新規又は更新の申込みを行う広告掲出について適用し、同日前に新規又は更新の申込みを行った広告掲出については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

地域	車両名	掲出位置	規格
北部	河芸 1 号車	車外右側面	A 判 2 号 (縦 4 2 0 mm、 横 5 9 4 mm)
		車外左側面	
北西部	芸濃 1 号車	車外右側面	A 判 2 号 (縦 4 2 0 mm、 横 5 9 4 mm)
		車外左側面	

別表第 2（第 5 条関係）

地域	車両名	掲出料金
北部	河芸 1 号車	年額 3 6, 0 0 0 円（消費税及び 地方消費税を含む。）
北西部	芸濃 1 号車	年額 2 4, 0 0 0 円（消費税及び 地方消費税を含む。）

第1号様式（第7条関係）

コミュニティバス広告掲出申込書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 名 称

代表者氏名



電話番号

車両への広告掲出について、津市広告掲載要綱及び津市コミュニティバス  
広告掲出実施基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

なお、本申込みに当たっては、津市が法人市民税又は個人市民税、固定資  
産税及び軽自動車税の納税状況を調査することに同意します。

申込区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
掲出箇所	車両名： 掲出位置：
掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲出料金	円
広告の概要	
申込者の概要	※事業内容や活動など
提出責任者	責任者氏名： 連絡先：
提出書類	
備考	

#### 誓約事項

- (1) 広告の内容は、津市広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないこと。
- (2) 申込者（広告代理店が申込者である場合は、当該広告代理店に広告の掲出を依頼した者を含む。）は、津市広告掲載要綱第3条第2項各号に該当しないこと。

第2号様式（第8条関係）

コミュニティバス広告掲出事業者決定通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長 （氏 名）  印

年 月 日付けで申込みのあった車両への広告掲出について、次のとおり決定したので、津市コミュニティバス広告掲出実施基準第8条第3項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲出する <input type="checkbox"/> 掲出しない
決定区分が「掲出する」の場合	
掲出箇所	車両名： 掲出位置：
掲出期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲出料金	円
決定区分が「掲出しない」の場合	
理由	
備考	